

# 鳥取県公報

指定理由の消滅

## 鳥取県告示第二十八号

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日は、その日に当たる)

止した。

昭和四十三年一月十六日

鳥取県知事 右 破 二 朗

場	所	面 (平方メル)	積 (平方メル)	用 途
東伯郡三朝町大字三朝字塚田九七二ノ一番地先	"	一三・五四	水路敷	四七・〇五
字下山根一、〇四六ノ三番地先	五七・〇三	水路敷		

第3901号

目 次

◇告 示 解除予定の保安林  
土地の用途廃止

告 示

## 鳥取県告示第二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律  
第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字切戸一七三三から一七三六まで、一七四〇、一七四一、  
一七四二の一、一七四二の二、一七四三から一七四七まで、字下小路一  
七四九、一七五二の一、字上小路ノ二 一七〇九の三

二 保安林として指定された目的

三 解除の理由  
風害の防備